

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

当商工会地区（旧森本町）は、金沢の中心地から5～10km離れた北部に位置し、金沢の北の玄関口として、北は河北郡津幡町、西は河北郡内灘町、東は富山県南砺市及び小矢部市と隣接する地区である。また、旧森本町は、昭和29年6月、河北郡大場村・八田村・花園村・三谷村・森本村の5村が合併により誕生し、昭和35年8月森本商工会が組織された。その後、昭和37年6月に金沢市に編入され、現在に至っている。

① 地震

金沢市を北東から南西に横切る形で森本断層と富樫断層が認められている。森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町から金沢市を経て旧石川郡鶴来町に至る長さ26kmの断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

過去の最新の活動は約2千年前以後、約2百年前以前にあったと考えられており、今後30年の間に地震が発生する可能性が、ほぼ2%～8%と我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

(金沢市地域防災計画 総論編 第2章 金沢市震災アセスメント(危険度想定)調査より)

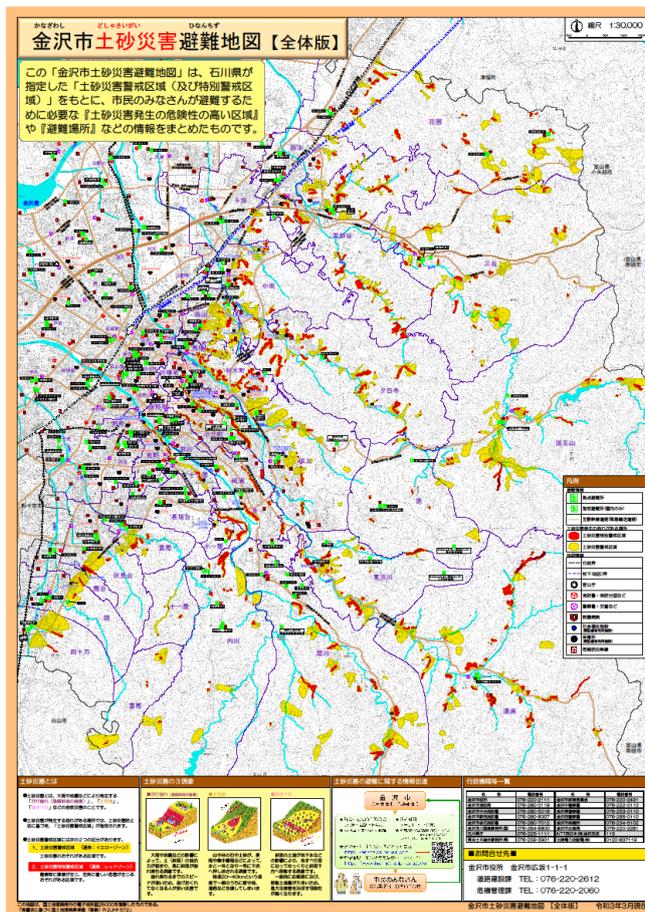
② 土砂災害

金沢市には、法的に指定されている土砂流危険箇所、土砂災害警戒区域指定箇所及び土砂災害特別警戒区域指定箇所が存在する。その他にも、崩壊土砂流出危険地区が存在する。

(金沢市地域防災計画 総論編 第4章 風水害等災害の基礎調査より)

山間地区を多く含む森本商工会区域内(森本地区、花園地区、薬師谷地区、三谷地区)においては土砂災害警戒区域が175箇所指定されている。

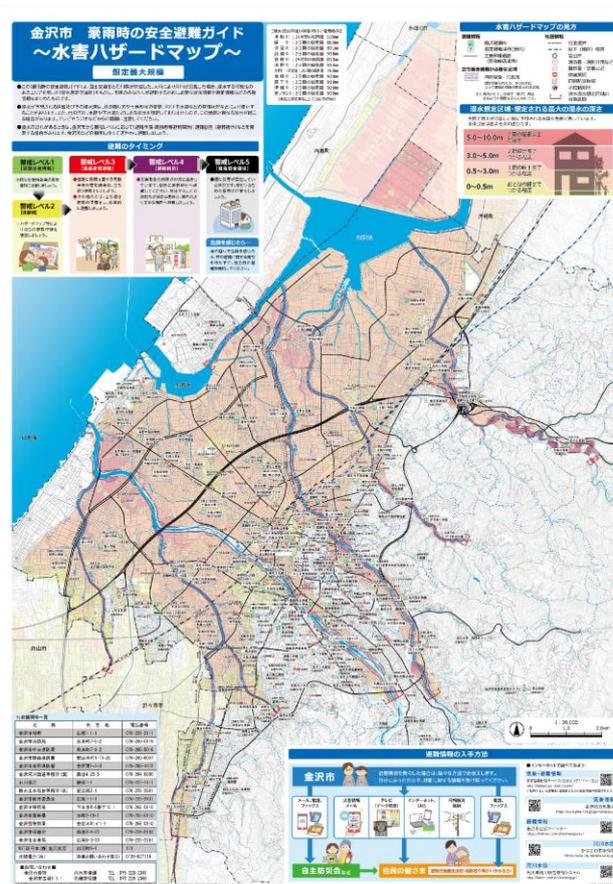
(金沢市土砂災害避難地図より)



③ 洪水

石川県が公表している浸水想定区域図から、区域内で浸水が想定される標高の低い地域は、森下川流域に広く分布している。市では、千年以上に一度の降雨を想定した水害ハザードマップを作成し、周知を図っており、地域住民は被害軽減に向け、日頃からの備えを進める必要がある。

平成20年に発生した浅野川水害では、浅野川流域全体の約2万世帯、約5万人の住民に対して避難指示が出され、大きな被害があった。



④ 雪害

北陸地方は豪雪地帯となっており、当市内の山沿いを中心に157箇所の雪崩の危険箇所が存在している。大雪・豪雪時には、交通機関、市民生活に大きな影響があった。また、近年、全国的に大きな問題となっている都市型水害への対応も求められている。

(金沢市地域防災計画 総論編 第4章 風水害等災害の基礎調査より)

⑤ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (令和3年4月1日現在、金沢商工会議所地区を除く)

- ・商工業者数 731人
- ・小規模事業者数 644人

区分	商工業者		小規模事業者	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比
建設業	205	28.1%	196	30.4%
製造業	126	17.2%	106	16.4%
卸小売業	171	23.4%	144	22.4%
運輸通信業	21	2.9%	18	2.8%
サービス業	194	26.5%	168	26.1%
その他	14	1.9%	12	1.9%
合計	731	100.0%	644	100.0%

(石川県商工会連合会 令和3年度 商工会の現況より)

(3) これまでの取組

① 金沢市の取組

・金沢市地域防災計画等の策定

金沢市地域防災計画、金沢市危機管理計画、金沢市国民保護計画、金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、市民の生命、身体及び財産を保護するための組織体制の構築、平常時での事前対策、事態発生時の対応、事後対策等を定めている。

・総合防災訓練

金沢市では、平成4年度から拠点会場を巡回して「防災訓練」を開催し、阪神淡路大震災を教訓に、平成7年度から「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本趣旨に、市民参加による「市民防災訓練」を計画的に実施してきた。平成21年度からは、地震に限らず、各種自然災害に対応でき、市民協働の理念に基づく「市民防災訓練」として実施している。

・防災備蓄品

大規模災害時には、市が発災直後から生活関連物資を円滑に確保、供給することは不可能であることから、家庭や職場において、3日間程度生活できる食料や飲料水、携帯トイレや簡易トイレ等の備蓄に努め、非常持ち出し品を準備している。

(備蓄倉庫)

区分	名称	備蓄内容
災害時に必要となる基本備蓄品		
拠点倉庫	防災備蓄倉庫	大桑防災備蓄倉庫（大桑3丁目） 大和町防災備蓄倉庫（大和町） 泉本町防災備蓄倉庫（泉本町5丁目） 旧夕日寺小学校備蓄倉庫（夕日寺町）
	学校備蓄倉庫等	犀桜小学校 小立野小学校、旧材木町小学校 兼六小学校、森山町小学校 中村町小学校、中央小学校 森本小学校、馬場小学校 金石町小学校、泉小学校 旧野町小学校、泉野小学校 富樫小学校、松ヶ枝緑地倉庫 此花緑地倉庫 金沢市ものづくり会館（栗崎4丁目） 金沢南総合運動公園（富樫3丁目） 安原スポーツ広場（下安原町）
初動時に避難所運営に最低限必要となる備蓄品		
初動時活用倉庫	学校備蓄倉庫	上記以外のその他のすべての金沢市立小学校等 64校
	公民館	金沢市内の公民館 59館
	体育館等	避難所として想定される体育館等 12館
		毛布、食料、浄水機、発電機、炊飯用大釜、テント、オムツ、救急セット、救急用のトイレ、日用品セット、非常用保存水等
		毛布、日用品セット ストーブ、炊飯用大釜、ブルーシート
		毛布、日用品セット
		毛布、日用品セット

② 森本商工会の取組

・事業者BCPに関する国の施策の周知

平成30年5月に、中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布されたことにより、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙を行うほか、令和2年度にBCPの推進に関するチラシを作成し、全会員事業所に配布した。

・商工会が扱う休業対応応援共済やビジネス総合保険への加入促進

事業所の災害による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険（引受保険会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ）」を会員向けに用意し、会員事業所へ加入促進を行っている。

II 課題

- ・小規模事業者においては、BCPに関する知識、人材、資金等が乏しく、事業者BCPの策定が進んでいない。
- ・当会においては、平時のマニュアルが具体的に整備されておらず、緊急時の経験を持つ職員がいない。
- ・感染症対策において、管轄内の中小・小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・管轄内の中小・小規模事業者には自然災害リスクや感染症等リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うために、当会と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・管轄内の中小・小規模事業者の事業継続力強化計画の認定取得に向けての支援を実施する。
- ・発災時に、管轄内の中小・小規模事業者への支援について、冷静かつ迅速な対応ができるよう、当会職員の防災に関するノウハウとスキルの習得に努める。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

①小規模事業者等に対する災害等リスクの周知（当会、当市）

- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性を周知するとともに、小規模事業者等を対象とした事業者BCPセミナーを実施し、普及啓発活動を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、小規模事業者等には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について小規模事業者等への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者等へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成（当会）

当会は、令和3年度に事業継続計画を作成（別添）。

③関係団体等との連携（当会、当市）

- ・必要に応じて、普及啓発セミナー等を関係機関（商店街等の組合、地元金融機関、損保会社等）との共催で行う。
- ・普及啓発セミナーの周知等を関係機関（前述）に依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・その他普及啓発に繋がる事業を実施する。

④フォローアップ（当会）

- ・小規模事業者等の事業者BCP等の取組状況を事業者へのアンケートや巡回指導時の聴取等により確認する。
- ・事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を必要に応じて開催し、事業者へのアンケート等に基づく状況確認や事業者BCPの普及に向けた改善点等について協議する。

⑤当該計画にかかわる訓練の実施（当会、当市）

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害時等による発災時には人命救助が第一であることはいうまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認（当会、当市）

- ・発災後は当会では事務局長、当市では産業政策課長が統括となり、速やかに（発災後2時間以内を目標とする。）職員の安否確認を行い、安否結果を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うが

い等の徹底を行う。

- ・感染症の流行により、市民の生命・財産に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出た場合は、当市において感染症対策本部を設置するとともに、当会においては感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定（当会、当市）

当会において大まかな被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨などの状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全を確保することを最優先し、警報解除後に出勤することとする。
- ・職員全員の被災等により応急対策ができない場合を想定した役割分担を定める。
- ・当会と当市は必要に応じ、随時連絡を取り、被害情報を共有する。

※当市職員は、配備態勢に基づき、動員司令により参集し、又は動員司令を待たずに自主参集する。（金沢市災害対策本部運営要綱による）

※被害規模の目安

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域と連絡が取れない、もしくは、交通網が分断されて確認ができない事態が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

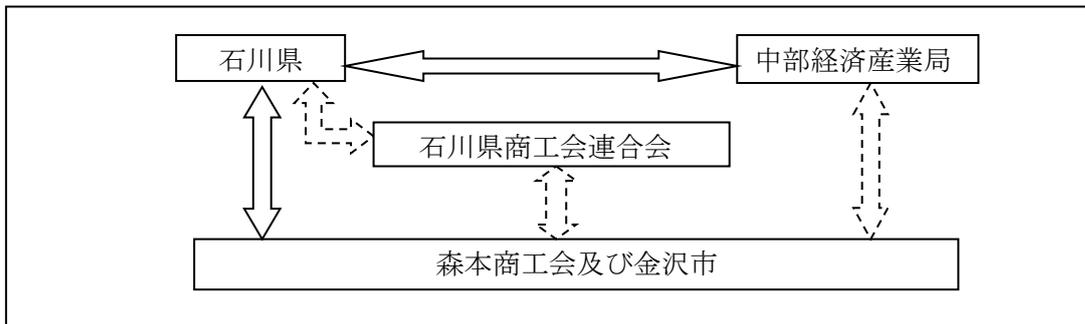
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>（当会、当市）

- ・自然災害等発災時に、管轄内の小規模事業者等の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動方針を決定する。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報は、速やかに石川県及び石川県商工会連合会へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を速やかに石川県及び石川県商工会連合会へ報告する。



< 4. 応急対策時の管轄内小規模事業者等に対する支援 > (当会、当市)

- ・相談窓口の開設方法について、金沢市と相談する（当会は国の依頼を受けた場合には、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管轄内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、管轄内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある管轄内小規模事業者等を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 管轄内小規模事業者等に対する復興支援 > (当会、当市)

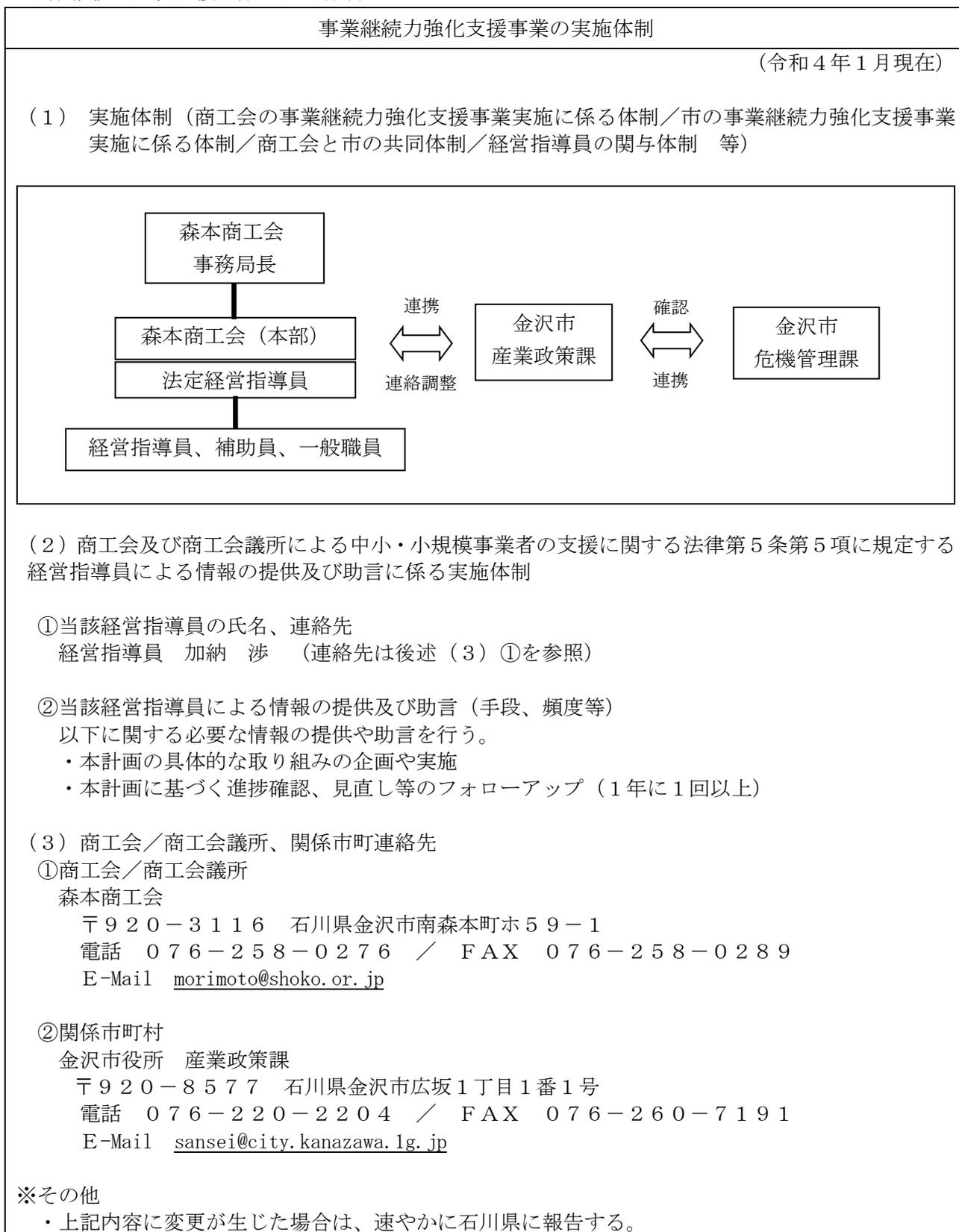
- ・石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を定め、被災した管轄内小規模事業者等に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・広報費等	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自己資金、石川県補助金、金沢市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。